

海田町告示第 3 2 号

海田町狂犬病予防注射済票等交付等事務の委託に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町狂犬病予防注射済票等交付等事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号。以下「法」という。）の規定による犬の登録、鑑札の交付及び注射済票の交付事務並びにこれらに係る手数料の徴収に関する業務（以下「交付等事務」という。）を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受託者)

第 2 条 町長は、交付等事務を委託するものとし、その受託者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 獣医療法（平成 4 年法律第 4 6 号）に規定する飼育動物診療施設の開設届を広島県に提出しており、公益社団法人広島県獣医師会安芸支部に所属している獣医師

(2) 獣医師免許取得者による資格者団体（職能団体）

2 前項第 2 号に該当する者は、その会員たる獣医師に業務の協力を要請することができる。

3 前項の規定による業務の協力を承諾する獣医師は、海田町委託業務に関する協力承諾書（別記様式第 1 号）を受託者に提出しなければならない。

4 受託者は、業務の協力の承諾を得た獣医師（以下「指定獣医師」という。）を、海田町指定獣医師報告書（別記様式第 2 号）により町長に報告しなければならない。

5 受託者は、指定獣医師に変更があった場合は、海田町指定獣医師変更報告書（別記様式第 3 号）により速やかにその旨を報告しなければならない。

(委託事務の内容)

第 3 条 交付等事務は、次のとおりとする。

(1) 法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請受付及び同条第 2 項の規定による鑑札の交付事務

- (2) 狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 に規定する犬の鑑札の再交付事務
- (3) 法第 5 条第 2 項の規定による狂犬病予防注射済票の交付事務
- (4) 令第 3 条に規定する狂犬病予防注射済票の再交付事務
- (5) 海田町手数料条例（平成 12 年海田町条例第 10 号）別表第 1 に規定する犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料及び狂犬病予防注射済票の再交付手数料（以下「手数料」という。）の収納事務
- (6) 法第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する死亡及び変更の届出の受付事務
（委託期間）

第 4 条 委託期間は、契約締結の日から当該契約締結の日が属する年度の 3 月 31 日までとする。

（証明書の交付）

第 5 条 町長は、事務の委託契約を締結したときは、第 2 条第 1 項各号に掲げる受託者又は指定獣医師（以下「受託者等」という。）に対し、狂犬病予防注射済票等交付等業務委託証（別記様式第 4 号。以下「委託証」という。）を交付するものとする。

2 受託者等は、委託事務に従事するときは、委託証を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 受託者等は、委託証を亡失したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の取扱）

第 6 条 町長は、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票を、あらかじめ受託者等に寄託するものとし、受託者等は、責任を持ってこれを保管し、及び管理するものとする。

2 受託者等は、委託期間終了後、速やかに未使用の鑑札及び狂犬病予防注射済票を返却するものとする。

（報告及び手数料の納入）

第 7 条 受託者等は、毎月末までに収納した手数料について、翌月 5 日まで（ただし、3 月分は 3 月 31 日まで）に海田町狂犬病注射済票等交付等業務報告書（別記様式第 5 号）及び海田町財務規則（昭和 48 年海田町規則第 13 号）に規定する様式第 26 号（徴収計算書）により町長に報告するとともに、町が指定する期日までに金融機関等に払い込まなければならない。

(委託料)

第8条 委託事務に係る委託料の額は、第3条第1号から第4号に規定する事務1件につき300円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 受託者等は、委託業務を完了したときは、速やかに委託料請求書（別記様式第6号）を町長に提出するものとし、町長は、収納事務の履行内容が適当と認めるときは、委託料請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収納事務委託の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。